

収 支 報 告 書

（ 令和 6 年分 ）

1 政治団体の名称
（ふりがな）
だざいふをにほんをだいひょうするまちにするかひ
太宰府を日本を代表する都にする会

2 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市通古賀3-5-14-506号

3 代表者の氏名
楠田 大蔵

4 会計責任者の氏名
楠田 幹人

連絡先
（担当者） 竹内 彩乃
（電 話） 080-2710-3649

※ 事務担当者の連絡先も収支報告書の閲覧等の対象に含まれます。

※選挙管理委員会使用欄

団体コード（備考3）	年分	整理区分	入力	バ取
000000	0	期別内 ☒ 17② ☐ 期別外 ☐ 解散 ☐	表紙 ☒ 内容 ☒	バ取 ☐ バ支 ☐ 資産 ☐

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☒ 無	（以下は、指定「有」の場合のみ記入）
☐ 有	
公職の種類 （現職・候補者の別）	
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体	公職の候補者 の氏名
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の種類 （現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間			
令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	0	①+②
(前年からの繰越額)	0	① (前年報告書の繰越額)
(本年の収入額) 2 収入項目別金額の内訳 の(1)～(6)の計	0	② (本年の収入)
支 出 総 額	0	③ (その13の合計を記入)
翌年への繰越額	0	①+②-③

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)		0

(2) 寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:個人)
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:法人その他の団体)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	内訳を(その7)に記入 (寄附者の区分:政治団体)
小計 ((ア)+(イ)+(ウ))	0	④
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附	0	⑤
合 計 (ア+イ)	0	④+⑤

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有 ^(※)	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※ 有の場合、その内訳を様式(その18)に記入すること。

必須様式(3/4)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

宣誓日

令和 7 年 3 月 24 日

政治団体の名称 太宰府を日本を代表する都にする会

会計責任者の氏名 楠田 幹人

【署名又は記名押印】

※ 以下は解散日の属する年の収支報告書（解散年に添付する収支報告書）のみ記入すること。

代表者の氏名

【署名又は記名押印】

（備考）会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない

政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。